

火入許可申請の流れ(申請から火入れ実施まで)

①申請(実施者:申請者) <時期>火入れを行おうとする期間の初日の10日前まで

● 申請書類

No.	必要書類	様式等	必要部数
1	火入許可申請書	様式第1号	2通
2	火入地及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図	任意	2通
3	火入地が申請者以外の者が所有し、又は管理する土地である場合に、当該土地を所有し、又は管理する者の承諾書	任意(参考様式あり)	1通
4	請負又は委託による契約に基づき行われる場合に、当該請負又は委託に係る契約書の写し	任意	1通

②審査・許可(実施者:市役所産業課農政担当)

「許可要件」次の①と②の両方を満たすこと

- ① 火入れの目的が、森林法第21条第2項各号に該当していること
 - ② 火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入れを行おうとする期間における気象状況の見通し等から、周囲の延焼のおそれがないと認められること
- ※ 火入れの適正な実施を確保するために必要な場合は、許可に条件を付ける場合があります
- ※ 火入れの許可後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、火入れの差止め・火入れの方法・期日の変更その他必要な指示を行う場合があります
- ※ 火入れの許可を行った場合は、消防にその旨を通知します。

③火入れ実施の通知(実施者:火入者(火入れの許可を受けた者)) <時期>火入れを行う前日まで

「通知内容」 ①火入れの場所 ②火入れの日時

「通知先」 市役所産業課農政担当

④火入れの実施(実施者:火入者)

- ・ 火入れの実施にあたり火入責任者を配置
 - ・ 火入許可証は、火入れに際し、火入責任者が携行すること
 - ・ 許可の対象期間は1件につき10日以内、対象面積は1回につき2ヘクタール以内
 - ・ 火入従事者は火入地の面積0.5ヘクタールにつき3人以上を配置
 - ・ 消火に必要な器具を火入従事者が携行
 - ・ 火入地の周囲に防火帯を設け、延焼のおそれがない
- ※防火帯の幅は、火入地の周囲に幅5m以上(火入地が傾斜地の場合は10m以上)

ご注意ください！

1. 火入れの許可の期間中でも、次の状況の場合は火入れを行うことができません。

- ① 強風注意報または乾燥注意報が発表された場合
- ② 林野火災注意報または火災警報が発令された場合

2. 火入れ中に次のような状況となった場合は、速やかに消火してください。

- ① 風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合
- ② 強風注意報若しくは乾燥注意報が発表された場合
- ③ 林野火災注意報または火災警報が発令された場合